

鎌倉市公告第 413 号

鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成 17 年 7 月 4 日規則第 11 号）の規定に基づき、次のとおり鎌倉市老人福祉センターの指定管理者の募集について公告します。

令和 7 年（2025 年）8 月 27 日

鎌倉市長 松尾 崇



1 指定管理者を公募する施設の名称及び所在地

| 名称         | 所在地                |
|------------|--------------------|
| 名越やすらぎセンター | 鎌倉市材木座二丁目 15 番 3 号 |
| 腰越なごやかセンター | 鎌倉市津西一丁目 7 番 7 号   |
| 教養センター     | 鎌倉市笛田二丁目 17 番 1 号  |
| 今泉さわやかセンター | 鎌倉市今泉三丁目 21 番 23 号 |
| 玉縄すこやかセンター | 鎌倉市玉縄五丁目 9 番地 1    |

2 指定管理者の指定の基準、業務の範囲及び予定期間

(1) 指定の基準

- ア 市民の平等な利用が確保されること。
- イ センターの適切な管理ができること。
- ウ 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- エ 安定した経営基盤を有していること。
- オ 管理経費の縮減が図られること。

(2) 業務の範囲

- ア 老人福祉センターの利用の承認等に関する業務
- イ 老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 老人福祉センターの事業の企画及び実施に関する業務
- エ その他市長が定める業務

(3) 指定予定期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで

3 応募資格

鎌倉市老人福祉センター条例第 13 条の要件を満たし、指定管理期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体または複数の法人等が共同する共同事業体（法人格を持たない事業者及び個人での応募は出来ません。また、複数の法人等による共同事業

体の場合、代表する法人を定めるとともに、事業体の役割分担やリスク管理等を明確に定めておくこと。)

ただし、高齢者の生きがいがいづくりや多世代交流等の取組が可能で、講座開講、各種相談対応、福祉サービスの提供について、2年以上にわたり良好に運営していること。

#### 4 選定の方法

指定管理者の選定については、外部の有識者等で構成された鎌倉市老人福祉センター指定管理者選定委員会において書類審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い優先交渉権者の決定をします。

#### 5 申請方法

##### (1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 収支予算書及び事業計画書

ウ その他

##### (2) 提出期間

令和7年(2025年)8月27日(水)から令和7年(2025年)9月30日(火)まで(土・日・祝日を除く)。午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)。

##### (3) 提出場所

鎌倉市 健康福祉部 高齢者いきいき課 いきいき福祉担当  
(鎌倉市役所本庁舎1階8番窓口)

##### (4) 提出方法

持参してください。なお、申請書類一式は返却しません。

##### (5) 募集要項の配布期間及び場所

配布期間は、令和7年(2025年)8月27日(水)から令和7年(2025年)9月26日(金)まで(土・日・祝日除く)。午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)。

配布場所は(3)と同じ。なお、配布期間内に鎌倉市のホームページからダウンロードできます。

##### (6) 募集要項に関する質問の受付期間

令和7年(2025年)8月27日(水)から令和7年(2025年)9月16日(火)まで  
(郵送の場合は9月16日(火)必着、電子メールの場合は9月16日(火)午後5時受信分まで)

#### 6 問い合わせ先

鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所本庁舎1階8番窓口

鎌倉市 健康福祉部 高齢者いきいき課 いきいき福祉担当

電話 0467-61-3930 (直通)

電子メールアドレス kourei@city.kamakura.kanagawa.jp